

原子力発電所に係る県民の安全確保のための情報連絡等に関する協定書

岩手県（以下「甲」という。）と東北電力株式会社（以下「乙」という。）は、乙の設置する女川原子力発電所及び東通原子力発電所（以下「発電所」という。）において原子力災害が発生したときの迅速な対応及び県民の不安解消を目的とし、安全確保のための情報連絡等について、次のとおり協定を締結する。

（異常時の連絡）

第1条 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、直ちにその状況を連絡するとともに、その後の状況について連絡するものとする。

(1) 原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第10条第1項に規定する事象が発生したとき。（特定事象通報）

(2) 原災法第15条第1項各号のいずれかに該当するとき。（原子力緊急事態宣言）

2 乙は、甲に対し、次の各号に掲げる事項について、当該事象の内容について速やかに連絡するものとする。

(1) 原子炉施設の故障等により原子炉の運転が停止したとき又は停止することが必要になったとき。

(2) 放射性物質が、法令で定める周辺監視区域外における濃度限度等を超えて放出されたとき。

(3) 放射線業務従事者の線量が、法令で定める線量限度を超えたときまたは線量限度以下であっても、その者に対し被ばくに伴う医療上の措置を行ったとき。

(4) 放射性物質等が管理区域外へ漏洩したとき。

(5) 岩手県内において発電所に係る新燃料、使用済燃料又は放射性固体廃棄物の輸送中に事故が発生したとき。

(6) 放射性物質等が盗難に遭い、又は所在不明となったとき。

(7) 発電所敷地内において火災が発生したとき。

(8) 前各号に掲げる場合のほか国への報告対象とされている事象が発生したとき。

（平常時の連絡体制）

第2条 甲及び乙は、それぞれの実務担当者で構成する発電所に係る連絡会（以下「連絡会」という。）を定期的に開催し、相互の連携の強化を図るものとする。

2 連絡会の運営にあたって、甲が乙に協力を求めた場合は、乙はこれに応ずるものとする。

3 連絡会の日時、場所、協議内容等は、甲及び乙が協議の上決定するものとする。

4 甲は必要があると認める場合は、甲の指定する市町村の職員を連絡会に参加させることができるものとする。

5 乙は、甲に対し、連絡会において、発電所の現状及び安全確保対策に係る事項について報告するものとする。

(協定の改定)

第3条 この協定の内容を改定する必要が生じたときは、甲又は乙は、この協定の改定について協議することを申し入れができるものとし、その申し入れを受けた者は、協議に応ずるものとする。

(その他)

第4条 この協定の内容について疑義が生じた事項及びこの協定に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するために、本書2通を作成し、甲及び乙において、記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成25年 3月28日

甲 岩手県知事 達 増 拓也

乙 東北電力株式会社
取締役社長 海 輪 誠